

保険者のレセプトデータを活用した 安全性向上・新ビジネス創出策のご提案

平成29年1月12日

広島県 イノベーション推進部長
上丸 敦仁

国際交流・ビッグデータ活用特区のビジョン

ビッグデータの円滑な収集・分析・ビジネスへの活用をテコとして、グローバル人材をはじめとした高度人材の集積・育成を加速させるとともに、創業を強力に支援することで、イノベーションが連続的に生まれる環境を構築し、魅力ある雇用・労働環境を創出する。

高度人材の集積・育成

- イノベーションの担い手としての高度人材を、グローバルに集積・育成・教育していくため、高度人材にとって魅力的となる環境の整備等を行う。

《現状の取組》

- プロフェッショナル人材戦略拠点をテコに首都圏の人材の地方への還流を促進。等

《今回の規制改革事項等》

- **スタートアップ人材マッチング支援**
- **国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業**

創業支援

- 国際交流を通じてグローバルな活力等を活用し、ものづくり、サービス、観光、スポーツ等の新たなビジネスの創出を促進するため、地域全体で創業を応援する環境を整備する。

《現状の取組》

- 広島県の創業サポートセンターが中心となり、県内の市町、今治市、金融機関、商工団体等が一体となって創業を応援するネットワークを構築。等

《今回の規制改革事項等》

- **雇用労働相談センターの設置**
- **スタートアップビザ(国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)**

ビッグデータの収集・活用促進

- ドローンによる情報の収集や、感性COIの取組を核に、ビッグデータの収集・分析が円滑に行える仕組みを構築し、新ビジネスの創出や新たな商品開発等を促進する。

《現状の取組》

- 広島大学及びマツダをはじめとした県内企業による感性COI等の取組を核として、感性価値を商品開発等に活かす取組を支援。等

《今回の規制改革事項等》

- **ドローン活用の実証事業(特定実験試験局制度に関する特例)**

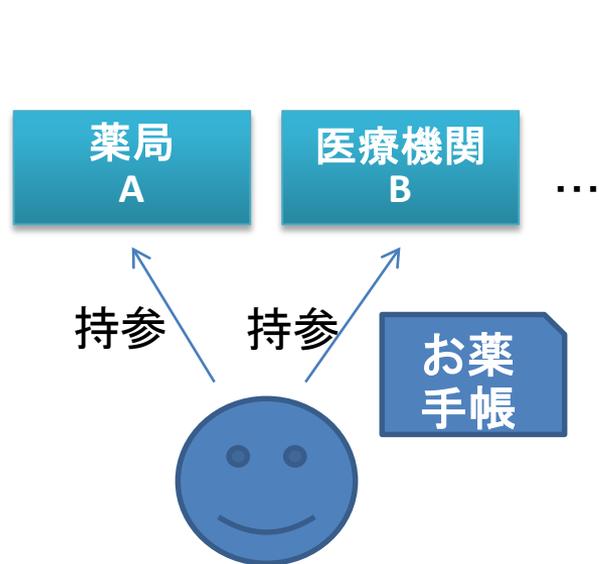
イノベーションを通じて新しい経済成長のステージが生まれることで、
魅力ある雇用・労働環境を創出

【KPI】開業率 H25:4.0%⇒H32:10.0%以上, 1人当たり付加価値額 H24:452万円⇒H32:493万円

服薬情報の管理の現状

○薬剤師や医師は、患者の服薬情報を網羅的に把握することが困難である。

1. お薬手帳による情報管理



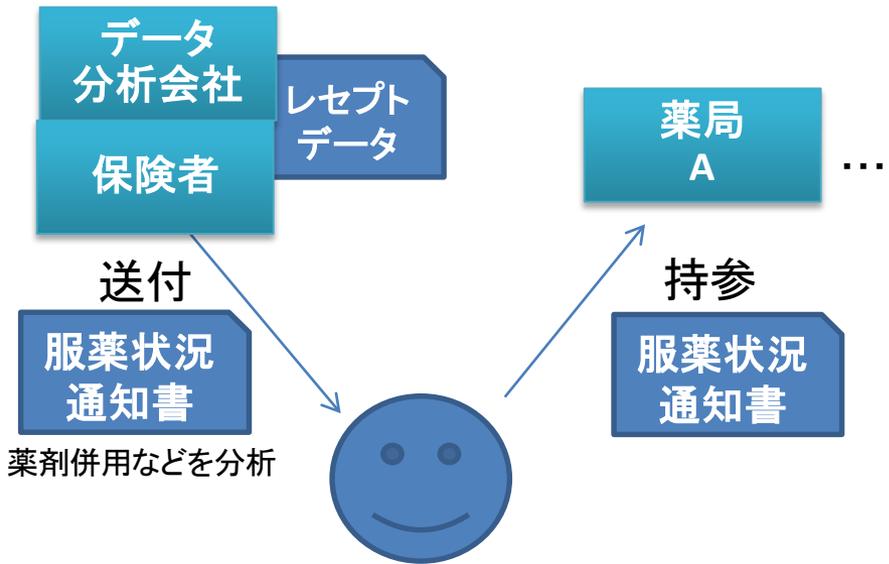
・お薬手帳を忘れてしまった場合や、複数のお薬手帳を持っている場合には、服薬情報の一元的な把握ができない。

(※)2015年の調査によると、お薬手帳を「利用している」と回答した率は55.3%。

・医科外来などにおける服薬情報が、把握されにくい。

(※)「一般市民の医薬品および医療に関する意識の定点調査」速報
2016年3月30日(一社)くすりの適正使用協議会
<https://www.rad-ar.or.jp/information/pdf/nr15-160330.pdf>

2. 服薬状況通知書の持参による情報管理



・服薬状況通知書の持参を被保険者が忘れてしまった場合は、服薬情報の一元的な把握ができない。

(昨年(2015年)に本事業を実施した際の持参率は薬局で4.9%、医療機関で3.9%)

多剤併用と医療費適正化について

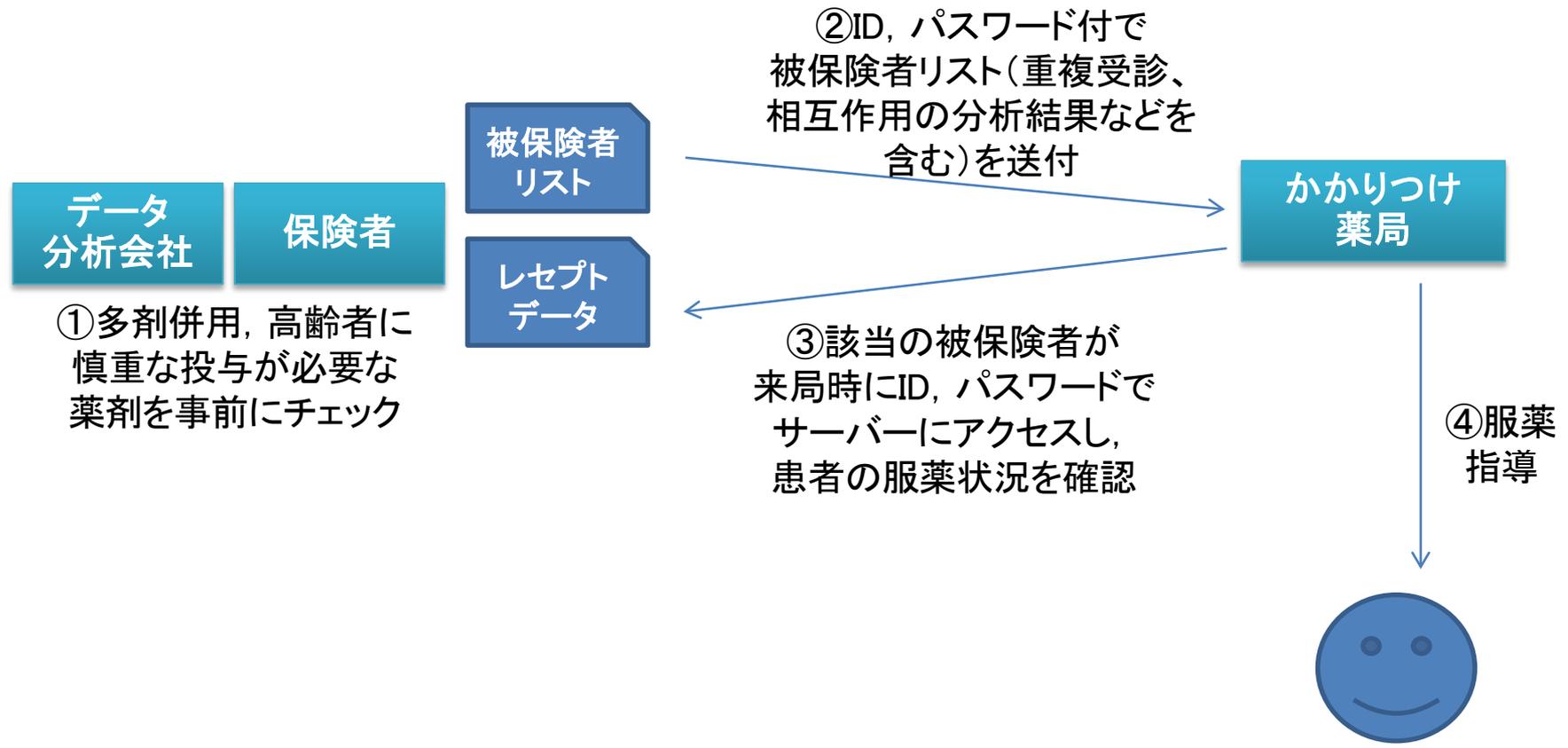
○65歳以上の高齢者のうち15種類以上を処方されている患者(薬剤が投与されている高齢者の5%程度)の15剤以上に係る薬剤費を半減させると、年間で約600億円の削減が可能との試算がある。

(社会保障制度改革推進本部「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」第2次報告(平成28年10月))

○同報告書においては「高齢者においては、多くの種類の薬を併用することで、様々な薬物有害事象のリスクが増加するとされ、5～6種類以上を多剤併用の目安と考えるのが妥当、との指摘がある。」「10剤以上の投薬がなされる場合、薬剤起因性疾患の発生する割合が高まる、服薬について患者の積極的な治療方針への参加(アドヒアランス)が阻害される、といった意見があった」との記述がある。

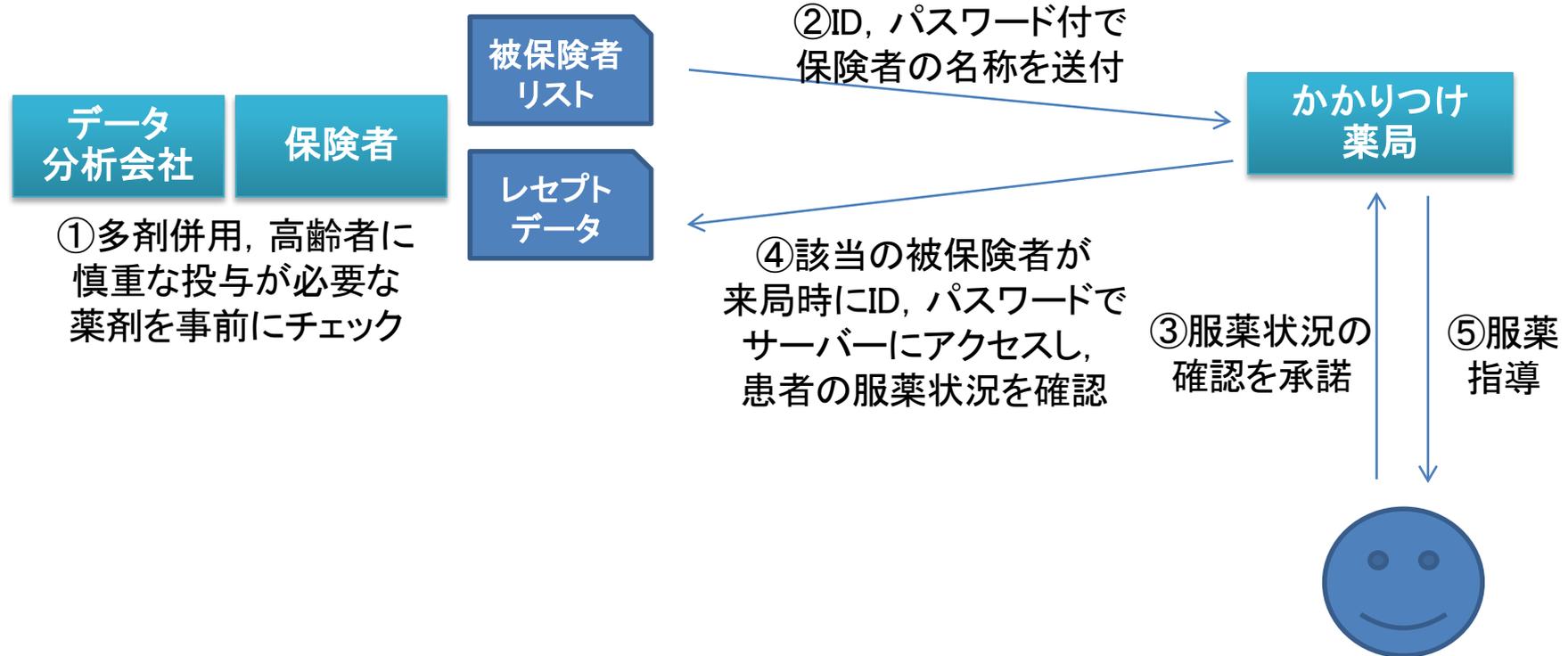
○広島県においては「第2期広島県医療費適正化計画」を、平成25年に策定。今後も医療費の増加が見込まれる中、1人当たり入院外医療費が市町国民健康保険で全国1位、後期高齢者医療費で全国2位(平成22年度)と高い水準であるため、医療費の適正化に向けて、医療情報の有効活用の促進などに取り組んでいるところ。

規制緩和による事業のイメージ(1)



- 医科外来を含め、すべての服薬情報が把握できる。
- 多剤投与、薬剤相互作用、重複服薬チェックを行い、問題点が容易に把握できる。
- 事前承諾なしに「要配慮個人情報」を薬局に送付するには、法改正が必要と思われる。

規制緩和による事業のイメージ(2)



- 医科外来を含め, すべての服薬情報が把握できる。
- 多剤投与, 薬剤相互作用, 重複服薬チェックを行い, 問題点が容易に把握できる。
- ガイドラインの追記等で対応できる可能性がある。

関連する規制について

個人情報の保護に関する法律(平成29年5月30日時点)

第2条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 (略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(略)

個人情報の保護に関する法律施行令(平成29年5月30日時点)

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

関連する規制について

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成28年12月1日改正)

(3)(個人情報の提供について)本人の同意が得られていると考えられる場合

(略)①患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的について、院内掲示等で公表しておくことによりあらかじめ包括的な同意を得る場合

医療機関の受付等で、診療を希望する患者から個人情報を取得した場合、それらが患者自身の医療サービスの提供のために利用されることは明らかである。このため、院内掲示等により公表して、患者に提供する医療サービスに関する利用目的について患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものと考えられる。また、

(ア)患者への医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること

(イ)患者への医療の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること

(ウ)患者への医療の提供のため、他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること

(エ)患者への医療の提供に際して、家族等への病状の説明を行うこと

等が利用目的として特定されている場合は、これらについても患者の同意があったものと考えられる。

※上記①の(ア)～(エ)の具体例

・他の医療機関等からの照会に回答する場合

診療所Aを過去に受診したことがある患者が、病院Bにおいて現に受診中の場合で、病院Bから診療所Aに対し過去の診察結果等について照会があった場合、病院Bの担当医師等が受診中の患者から同意を得ることが確認できれば、診療所Aは自らが保有する診療情報の病院Bへの提供について、患者の同意が得られたものと考えられる。

他の会議体における議論

- 国の健康・医療戦略推進本部に設置された次世代医療ICT基盤協議会の「医療情報取扱制度調整ワーキンググループとりまとめ」(平成28年12月)において、医療等情報の活用に関する提案が行われている。
- 本提案に基づき、次期通常国会の新法提出が検討されているとの報道がある。
- 当該提案は匿名化による医療ビッグデータ活用促進を目的としており、個人情報をもそのまま活用する本県の提案と主旨が異なる。

